

協 定 書

長 万 部 町

株式会社カナモト八雲営業所

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

長万部町（以下「甲」という。）と株式会社カナモト八雲営業所（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長万部町区域内において地震、津波、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（機材の品目）

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目及び連絡先について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定による甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

(機材の引渡し)

第6条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、機材の提供及び運搬を終了した後、費用を甲に一括請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(協定に定めない事項)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年3月22日

甲 長万部町

長万部町長

白井捷一



乙 株式会社カナモト 八雲営業所

所長

長谷川

